

産商商第25号

平成29年10月3日

株式会社ダイエー

代表取締役 近澤 靖英 様

京都市長 門 川 大 作

大規模小売店舗立地法に基づく届出に対する市の意見について（通知）

平成29年2月28日付けで届出のあった大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

グルメシティ九条東寺店

京都市南区西九条島町54番地の1

2 法第8条第4項の規定による市の意見について

現在の状況及び意見書の提出状況等に配慮するとともに、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成19年経済産業省告示第16号）（以下「指針」という。）を勘案し、届出書類を総合的に検討したところ、本変更計画の実施による、周辺の地域の生活環境への影響は少ないと判断し、市は意見を有しないものとします。

3 付帯意見

九条通における歩行者の動線が来店車両等の経路と交錯するため、歩行者の安全確保に一層努めることが望まれます。

意見理由

1 現在の状況（立地状況等）

当該商業施設は、都市計画法上の商業地域に立地している。

周辺の状況は、北側は道路を隔てて店舗及び店舗兼住居、東側は住居及び店舗兼住居、西側は道路及び鉄道高架を隔てて店舗兼住居（10階建てマンション）、南側は道路を隔てて住居が立地している。

2 説明会の状況

法第7条第1項の規定に基づき開催された説明会において、開店時刻及び閉店時刻の変更内容の周知方法についての意見が出された。

3 意見書

法第8条第2項の規定により提出された意見はなかった。

4 市の見解

今回の変更による影響について、指針に基づき検討した。

営業時間の延長により、一日あたりの総来客数が増加し、駐車場及び駐輪場利用者が増加すること、廃棄物等の排出量が増加すること、騒音について昼間の等価騒音レベルが増加し、夜間においても騒音が発生することが予想されるが、以下の内容を踏まえた結果、周辺環境に与える影響は少ないと判断される。

（1）駐車場について

営業実績及び予測によると、ピーク時においても駐車場に空き台数があるため、収容台数に不足が生じる恐れは少ないと考えられる。

なお、九条通は通勤・通学者が多く、歩行者の動線が来店車両の経路と交錯するため、歩行者の安全確保に一層努めることが望まれる。

（2）駐輪場について

営業実績及び予測によると、ピーク時においても駐輪場の空き台数があるため、収容台数に不足が生じる恐れは少ないと考えられる。

また、当該施設は近隣に鉄道駅やバス停があり、施設利用者以外（公共交通機関利用者）の駐輪場の利用の可能性があること、歩道上や出入口付近等の駐輪場として確保している場所以外での駐輪が見受けられることについては、届出者から、従業員の巡回により対処するとの説明があった。

（3）廃棄物等の排出量の増加について

現状の排出量実績を踏まえると、現行の廃棄物等保管施設で十分な容量が確保されており、変更後も対応可能であると考えられる。

（4）騒音について

昼間及び夜間の等価騒音レベルについては、変更後の等価騒音レベルの予測でも環境基準値を下回っている。

夜間における騒音の最大値については、自動車走行騒音が駐車場出入口におい

て規制基準を超える箇所があるが，店舗に近接する住居立地点においては規制基準値を下回っていることから，周辺の生活環境に影響を及ぼす恐れは少ないと考えられる。